

安寧学区

「やればできる」を言葉に、まちを明るくする活動を展開中の安寧学区。街灯や門灯のチェックを行い、自治会館に設置しているホワイトボード製の学区マップに、集まった情報を反映させています。手作りのチラシや門灯の点検などを呼び掛け、明るいまちづくりが進んでいます。



住民と行政機関などとのパートナーシップにより、学区単位で安心安全なまちをつかっていこうと平成16年度に修徳学区からスタートした「地域の安心安全ネットワーク形成支援事業」。平成17年度から、新たに開智・稚松・安寧・光徳の4学区が事業に取り組んでいます。

これまで福祉や防災、防犯などの取組を個別に進めてきた4学区ですが、事業の対象となった昨年度からは、各分野を横断的に結び付けた新たな活動も行っています。下京区の先駆けとして奮闘中の4学区の取組をご紹介します。

開智学区

住民一人一人に、まちの安心・安全広げ隊の一員として、まちのハトリールを呼び掛ける開智学区。通りや街角の明るさを示したマップを作成しました。また、マンションに関するアンケート調査を実施し、マンションと地域の住民がともに考えるまちづくりを進めています。



ただいま奮闘中

地域の安心安全ネットワーク形成支援事業

光徳学区

まちの掃除や通りの危険な場所のチェックなどを行う「街角総点検」を実施する光徳学区。昨年度は総点検を2回実施し、延べ200人の住民が参加しました。また、毎日の通学児童の見守り活動に対して、修徳小学校の子もたちから感謝状が贈られました。



稚松学区

高齢者と子どものふれあいをはくくみながら、住民と行政機関などとの連携を広げる稚松学区。小学生とともに高齢者の自宅を訪問し、配食サービスなども行っています。学区の餅つき大会には、警察署や消防署、区役所の職員も参加し、行政機関などとの絆をより深めました。



けすぞう君の防災 Q&A

わがまちをわが手で守る!「下京消防団」

こんにちは。けすぞう君です。今回は、地域の防火・防災のリーダーとして活躍する消防団についてお話をします。

Q 消防団とは、どういうものですか。
A 消防団は、市内の各行政区ごとに設置されており(4月現在の定数は、市内205分団、4,970人)、区民の「いのちとくらし」を守る身近な防災機関です。

Q 消防団員の身分は、どのようなものですか。
A 団員は、特別職の地方公務員です。日ごろ、それぞれの職業を持ちながら、区民のために様々な活動を行います。

Q 消防団は、どのような活動をしていますか。
A 消防団の活動は、平常時のものと災害時のものとに分かれます。

平常時の活動

- ①住民の皆さんへの防災指導や訓練指導
- ②お年寄りなどの家庭訪問や地域のパトロールを通じた火の用心の呼び掛け
- ③火災や地震に備えた、地域の皆さんや消防隊との合同訓練

災害時の活動

- ①消防隊と連携した現場活動(警戒整理、飛び火の警戒など)
- ②住民の救助、救護活動や避難誘導

Q 団員は、どのような処遇を受けるの

消防団員を募集しています。詳しくはお近くの下京消防団員または下京消防署総務課(☎361・4411)にお問い合わせください。

下京消防団総合査閲を実施します

日時 5月21日(日)午前8時~
場所 皆山中学校グラウンド(間之町通七条上る東側)

参加内容 下京消防団23分団約300人
 服装や姿勢などの点検、小型動力ポンプによる消防訓練

昨年の総合査閲の様子

寺町臨時自転車駐車場を増設しました

寺町臨時自転車駐車場が増設され、収容台数が、自転車は89台増えて309台、バイクは167台増えて476台となりました。ぜひご利用ください。

寺町臨時自転車駐車場
 (中・押小路通河原町西入榎木町450-1)

利用時間
 午前6時30分~午後10時30分
 定期利用者用早朝夜間専用コーナーは、午前5時~翌日午前0時30分

料金(自転車の例)
 一時利用 150円
 回数券(11回分) 1,500円
 定期利用(1か月) 一般 2,700円・学生 2,500円

Ⓧ 京都市駐車場公社 ☎361・7431 / 自転車駐車場事務所 ☎251・0333

市税の基礎知識 Q&A

軽自動車税の減免

Q 同居している母親が両下肢機能障害(身体障害者手帳2級)のため、私名義の軽自動車です。送迎をしていますが、このような場合、軽自動車税が減免されると聞きましたが、本当ですか。

A ご質問の場合、納期限である5月31日までに申請をすることで、平成18年度の軽自動車税の減免を受けることができます。身体障害者手帳の交付を受けた方と生計を一にする方が所有している軽自動車は、その障害のある方の通院に使用されている場合、減免の対象となるからです。

減免申請の手続きには、あなたの運転免許証と印鑑(認印) お母さんの身体障害者手帳などが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

Ⓧ 市民税課 ☎371・7171